

令和元年 6 月 1 0 日

各 位

公益社団法人京都市観光協会

会長 柏原 康夫

「京都観光訪問意向調査事業」に係る企画提案の募集について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

京都市観光協会（以下、「当協会」とします）は、2017 年 11 月に日本版 DMO（Destination Management Organization）法人の認定を受け、観光地経営に関するマーケティング活動の強化を行っております。

これに伴い、この度下記の通り企画提案を募集いたしますので、内容をご検討のうえご応募いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 提案締切

令和元年 6 月 2 1 日（金）午後 5 時<必着>

2. 提出先

〒604-8005 京都市中京区河原町通三条上ル恵比須町 427 京都朝日会館 3 階

公益社団法人京都市観光協会 マーケティング課 堀江 宛

Tel : 075-213-0070 E-mail : marketing@kyokanko.or.jp

3. 募集内容

別添の提案依頼書をご参照ください。

4. その他

- (1) ご不明な点等があれば、上記提出先の担当者までメールにてご連絡ください。
（質問の締め切りは、令和元年 6 月 1 8 日（火）正午までとします。）
- (2) 企画提案書の内容等につきましては、適宜説明をお願いする場合がありますので、予めご了承のうえ、適宜ご対応ください。
- (3) 企画提案書作成に係る費用は、応募者の負担とさせていただきます。
- (4) 企画提案書の審査については、当協会において実施し、結果を全応募者に通知します。
- (5) 提案書及び添付資料は返却しません。

「京都観光訪問意向調査事業」に係る企画提案依頼書

1. 事業目的

京都市では平成 26 年 10 月に「京都観光振興計画 2020」が策定され、計画に掲げる 191 の事業が展開されてきた。この結果、「外国人宿泊客数年間 300 万人」、「観光消費額年間 1 兆円」といった計画目標は早期に達成された。これを受けて、平成 30 年 5 月には取組の追加・充実及び目標の修正を行った「観光振興計画 2020⁺」がとりまとめられ、現在 218 の事業が推進されている。しかしながら、インバウンド客の急増や、情報通信技術の発達など、観光を取り巻く環境の変化に対応するためには、これまで以上にマーケティングに基づいた戦略的な観光施策を推進することが求められている状況である。

マーケティングに関する事業としては、昭和 33 年以降、「京都観光総合調査」において、京都を訪れる観光客を対象とした、いわゆる着地側の調査が例年実施されてきた。しかしながら、発地側の調査実績は乏しい。着地側調査では、すでに京都を訪れることを決めた人による旅行中の体験や感想を明らかにすることができるが、まだ京都を訪れたことが無い人や、1 度京都を訪れて満足してしまった人までを含めた、訪問の意思決定に至るまでの要因を明らかにすることが難しい。

そこで本事業では、より質の高い観光を実現するうえで効果的な施策を特定すること及び観光戦略の検討のための基礎資料を得ることを目的に、京都観光に対する訪問意向に影響を与える要因を体系的に分析し、京都観光の情報発信やコンテンツ開発の差別化方針の周知・合意形成につなげる。

2. 履行期間（予定）

契約日 ～ 令和 2 年 3 月 31 日（火）

3. 委託上限金額（予定）

8,000,000 円（税込）

4. 業務内容

4.1. 既往文献・調査などの整理

本事業の目的に沿った類似の文献や調査資料を収集し、既に解明されている事実を整理するとともに、本事業で検証すべき仮説の整理を行う。

4.2. WEB アンケート

4.2.1. 調査対象

下表を参考に標本設計を行い、仮説の検証を目的とした WEB アンケートを実施する。

(1) 日本人

5年以内に京都へレジャー目的で訪れた経験がある日本人。

割付条件・サンプル数（下表ではsと表記）は参考

	1年以内に京都訪問希望あり			1年以内に京都訪問希望なし		
		女性	男性		女性	男性
日帰り圏"内"居住者	20-34歳	100s	100s	20-34歳	100s	100s
	35-49歳	100s	100s	35-49歳	100s	100s
	50歳	100s	100s	50歳	100s	100s
日帰り圏"外"居住者		女性	男性		女性	男性
	20-34歳	100s	100s	20-34歳	100s	100s
	35-49歳	100s	100s	35-49歳	100s	100s
	50歳	100s	100s	50歳	100s	100s

(2) 外国人

- 5年以内に、航空機を利用して自らの予算で外国へレジャー目的で旅行した経験がある人（親に連れて行ってもらった経験や、出張は除く）
- 米国（西海岸、東海岸）、豪州、英国、フランス、ドイツ、スペイン、イタリア、台湾、香港、中国は必須の対象エリアとする。
- 割付条件は提案すること。
- 各エリア最低 400 サンプル（訪日経験あり 200 サンプル、訪日経験無し 200 サンプル）

4.2.2. 調査項目

下記に掲げる項目を基本として、設問を検討すること。

- 属性情報（性年代、居住地、旅行予算、旅行スタイル、旅行経験など）
- 京都観光に対するロイヤリティ（愛着度）の把握
- 京都観光から想起されるキーワード
- 京都の観光資源に対する認知度
- ロイヤリティに影響を与えらる要素の経験有無

4.3. インタビュー調査

- WEB アンケートを配信した対象と同様の客層、もしくはこれらの客層の行動様式についてよく知る有識者、専門家を対象としたインタビュー調査（10名以上）を実施する。
- 調査実施のタイミングは、WEB アンケートの前後を問わない。

4.4. 調査レポートの制作

調査結果をまとめ、冊子の配布または WEB サイト等での配信を行い、業界関係者に広く周知する。

5. 提案依頼事項

- ① 調査全体のねらい
- ② 既往文献・調査の企画
- ③ WEB アンケートの企画
- ④ インタビュー調査の企画
- ⑤ 調査レポートの企画
- ⑥ その他、本業務の遂行にあたって必要だと思われる事項

6. 応募資格

応募の資格は、法人又は法人以外の団体とし、事業を実施するうえで人的かつ財産的な管理能力を有し、かつ次の各号に掲げる条件に該当する者とする。

- (1) 事業の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って、本事業に参加する者
- (2) 現に京都市から競争入札参加停止の措置を受けていない者
- (3) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でない者
- (4) 法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあつては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいる者
- (5) 国税及び地方税が未納となっていない者
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (7) 応募する法人にあつては役員又は支店若しくは営業所の代表者が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当せず、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）に関係すると認められない者
 - A) 京都市暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等又は同条第 5 号に規定する暴力団密接関係者であるとき
 - B) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前号に該当することを知りながら、当該者と契約を締結していたとき
- (8) 自らが提案した企画・運営内容を自らが遂行するのに必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (9) 会計関係帳簿類として総勘定元帳及び現金出納簿を整備していること。
また、労働関係帳簿類として労働者名簿及び出勤簿並びに賃金台帳を整備していること。
- (10) 当協会の会員資格を有している、または入会予定であること。
- (11) 応募にあつては、共同企業体（JV 方式）での参加も認める。なお、その場合には JV の構成団体および体制を明らかにすること。

7. 本業務の遂行に当たっての遵守事項

7.1. 終了報告について

業務終了後に、完了報告を提出すると共に成果物を納品する。

7.2. 情報の管理について

本業務に携わる者は、個人情報等の管理を適正かつ厳格に行い、事業の遂行を通じて知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とすること。

7.3. 知的財産権等の取扱いについて

本業務によって新たに作成される成果物に関する知的財産権等の取扱いは、次の各号によるものとする。

7.3.1. 契約に関する開示情報等の取扱い

受託者は、委託契約に関して当協会が公開した情報等及び本契約履行過程で生じた成果物等に関する情報（公知の情報等は除く。）を本契約の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講じるものとする。ただし、当該情報を本契約以外の目的に使用又は第三者に開示する必要がある場合は、事前に当協会の承諾を得るものとする。

7.3.2. 知的財産権の帰属等

- (1) 受託者は、導入業務の成果物に関する一切の権利（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利を含む。）を、無償で当協会に譲渡するものとする。
- (2) ただし、導入業務の成果物のうちプログラムの構成部品であるルーチン、関数、モジュール、型等（以下「プログラム構成部品」という。）で、受託者が従来から権利を有していたものについては、受託者に留保されるものとする。この場合において、受託者は当協会に対し、当該プログラム構成部品について、当協会及び当協会が許諾した第三者が使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。
- (3) 受託者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利）を行使しないものとする。
- (4) 成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合は、当協会が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な経費の負担及び使用承諾契約に係る一切の手続を受託者が行う。この場合、受託者は当該契約等の内容について事前に当協会の承諾を得ることとし、当協会は既存著作物について当該許諾条件の範囲内で使用する。
- (5) なお、本契約に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら当協会の責めに帰す場合を除き、受託者の責任及び負担において一切を処理するものとする。当協会は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じる。

7.3.3. 産業財産権の帰属等

- (1) 委託契約を実施することによって新たに発生した産業財産権は、当協会に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、第三者の産業財産権又はノウハウ（営業秘密）を実施又は使用するときは、その実施又は使用に対する一切の責任を負うものとする。
- (3) 委託契約に基づく作業及び成果物に関し、第三者との間に産業財産権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、受託者の責任及び負担において一切を処理することとする。当協会は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

8. 企画提案に当たっての提出物

- (1) 企画提案書
- (2) 費用見積書
- (3) 年間作業スケジュール
- (4) 実施体制
- (5) 類似業務実績
- (6) 会社案内

9. 審査

下記の項目に基づいて審査を行い、令和元年6月28日（金）までに結果を通知する。

評価項目	配点
政策に対する理解度	20
調査手法の実現可能性	20
検証仮説・設問内容の具体性	20
成果物が観光事業者の合意形成に資する内容になると期待できるか	20
費用の妥当性、透明性	10
体制、類似業務実績	10

10. 提出方法・問合せ先

下記宛先まで、提出物の電子データ形式をメールで提出すること。

〒604-8005 京都市中京区河原町通三条上ル恵比須町 427 京都朝日会館 3階

公益社団法人京都市観光協会 マーケティング課 堀江 宛

Tel : 075-213-0070 E-mail : marketing@kyokanko.or.jp